

# 災害時における電気バス及び地下燃料タンクの石油類燃料の供給等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と千曲バス株式会社（以下「乙」という。）は、将来に向けた地域公共交通の確保・維持のため、令和7年度上田市電気バス導入支援事業により導入した「電気バス」の電力及び令和6年度上田市路線バス運行継続支援事業により改修を行った乙の上田支社（上田市秋和112番地）にある「地下燃料タンク」において貯蔵する石油類燃料について、地震、風水害その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、旅客自動車運送事業に支障がない範囲で甲に供給等することについて、次のとおり協定を締結する。

## （協力要請）

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する施設等における電気バスによる電力供給等の活動
- (2) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の供給
- (3) その他被災者の支援活動のため、乙の事業に支障がない範囲で実施可能なこと

2 前項の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

## （他協定等との関係）

第2条 乙は、長野県の交通GX加速化のための電気バス導入支援事業補助金交付要綱（令和7年3月18日6交第112号）第6に規定する補助金の交付条件を踏まえ、令和13年度末までは、前条第1項第1号に規定する協力の要請の際に、県の指示による避難所や官公庁等への車両の派遣要請の有無の状況を県に照会することを確認する。

2 甲及び乙は、本協定における石油類燃料の供給は、甲が関係団体、機関等と締結している「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」等を予備的に補完するものであることを確認する。

## （協力の実施）

第3条 乙は、第1条第1項の規定により、甲から要請を受けたときは、旅客自動車運送事業に支障がない範囲内において協力を実施するものとする。

## （報告手続）

第4条 乙は、第1条第1項に規定する協力を行った場合には、甲に口頭で報告するとともに、その後、遅滞なく文書を提出するものとする。

## （費用等の負担）

第5条 第1条第1項第1号の規定により乙が行った電力供給等の活動に係る費用及び同項第2号の規定により乙が供給した石油類燃料の対価については、甲が負担するものとする。

2 石油類燃料の対価は、災害発生時直前における通常の価格を基準とし、甲と乙が協議し、決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙は、協力の実施後、やむを得ない事由が発生し協力を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害補償)

第7条 乙は、協力により乙の従業者が死亡又は負傷等をしたときは、乙において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、平常時から情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

令和8年（2026年）3月6日

甲 上田市

上 田 市 長 土屋 陽一

乙 千曲バス株式会社

代表取締役社長 高野 公秀